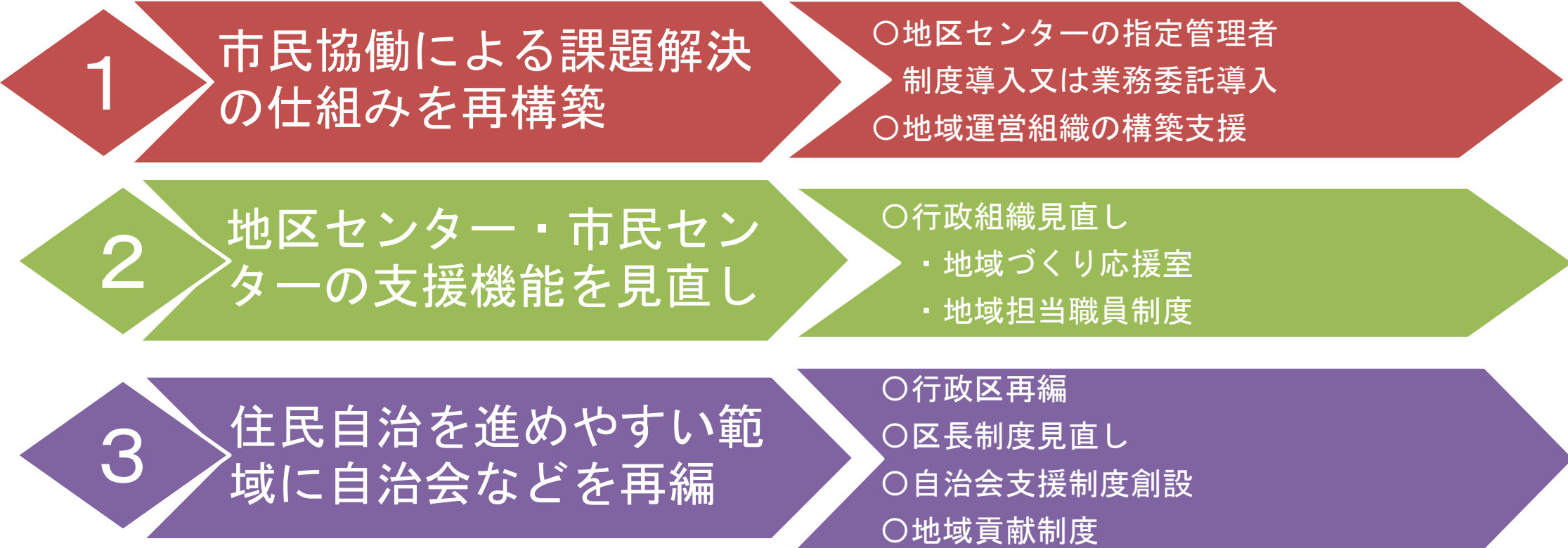


# 小さな拠点による地域づくり(令和元年～令和4年)

- ① 小さな拠点による地域づくりの主体として、既存の各町地域づくり連絡協議会を改組した地域運営組織の立上げを支援する。
- ② 地域運営組織を指定管理者とする地区センター運営に移行する。併せて、地区センターの役割を地域運営支援に重点化させる。
- ③ 地域運営（コミュニティ活動）を支援するため、地域づくり交付金制度を創設する。※既存補助金組替

行政サービスの維持・確保を図るため、市民協働理念に基づく行政と住民のパートナーシップ構築を進める。



# 取組スケジュール(令和元年度～令和4年度)

期日	内容
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 小さな拠点による地域づくり施策（案）策定</li> <li>▪ 指定管理者制度等導入案等に係る市民説明、地区内議論</li> <li>▪ 指定管理者制度等導入案等に係る議会説明</li> </ul>
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域づくり応援室設置</li> <li>▪ 地区センターの指定管理者制度導入（1地区 10月1日）</li> </ul>
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地区センターの指定管理者制度移行（全地区 4月1日）</li> <li>▪ 地区センター運営業務委託移行（全地区 4月1日）</li> <li>▪ 地域担当職員制度施行</li> <li>▪ 地域貢献制度施行</li> <li>* 丸ごと相談員（社協職員） 7地区配置拡大</li> </ul>
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 行政区再編施行 → 新行政区自治会への移行支援</li> <li>▪ 自治会支援制度導入 → 行政区自治会支援交付金制度</li> <li>▪ 地域運営組織（地域づくり団体）の運営支援</li> <li>▪ 地区センターの指定管理者制度導入後の費用と効果等の検証と土淵地区の更新</li> </ul>



01 遠野町 行政区 変更なし  
消防団 変更なし

02 綾織町 行政区 1～3区、4・5区、6・7区を統合  
消防団 1・5部、2・3部を統合、分所は廃止



03 小友町 行政区 1・2・4区を統合  
消防団 1・2・4部を統合、鮎貝分所を新設



04 附馬牛町 行政区 1・4区、2・3区、5～7区を統合  
消防団 2・3部、4・5部を統合、小出分所を新設



05 松崎町 行政区 変更なし  
消防団 変更なし

行政区の再編理由

❗ 地域の担い手が不足  
人口減少・高齢化が進む中、人材・人手不足などの問題から、地域活動が困難に。

消防団の再編理由

❗ 団員数減少&少子高齢化  
消防団員確保が厳しさを増している。出動に必要な人数が揃うまでに時間を要することも。

▼ 各地区の住民と  
▼ 検討を重ねる ▼

🕒 住民自治が進めやすい  
範囲に行政区を再編

90行政区

▼ 減 28行政区

62行政区

🕒 部・分所をより実働的な  
組織に見直す

56部 11分所

▼ 減 12部 8分所

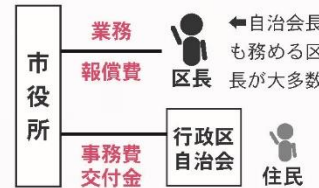
44部 3分所

「区長制度」廃止、「行政区自治会支援交付金」新設

行政区の再編と同時に「区長制度」を廃止します。来年4月から区長の職が無くなり、従来の区長業務は「行政区自治会」が受け手となります。また、市からの報償費と交付金を見直し、「行政区自治会支援交付金」に一本化。行政区自治会会計の簡素化を図り、活動を支援します。

現在 (イメージ図)

■ 区長が市と連携し、行政関係の業務を担う



区長報償費

■ 区長個人への報償費

行政区事務費交付金

■ ①世帯割②均等割③施設割  
①②は行政区自治会に、③は集会所施設事務局などに交付

来年4月～ (イメージ図)

■ 行政区自治会が市と連携し、行政関係の業務を担う



行政区自治会支援交付金

■ 世帯数に応じた交付金(新)  
区長報償費に代わる交付金。自治会長や文書記布員(班長など)への手当などを自治会の考えで決定できる。(合併加算あり)

■ 行政区事務費交付金は統合  
従来の基準を維持し、支援交付金に統合して自治会などに交付

行政  
行政区  
消防団  
再編

来年4月1日

再編

持続可能な地域コミュニティ再構築へ

市内「行政区」と「消防団」の再編内容が決まり、来年4月から新しい体制に変わります。また、同年4月から区長の職を廃止し、行政区自治会支援交付金を新設します。内容を紹介します。



**09 宮守町宮守** 行政区 1・2区、4・7区を統合  
消防団 1・3部、2・5部を統合、分所は廃止

行政区	現 7行政区 ▶ 新 5行政区	消防団	現 5部1分団 ▶ 新 3部
	1区と2区 ▶▶▶ 1区		1部と3部 ▶▶▶ 1部
	3区 ▶▶▶▶▶ 2区		2部と5部 ▶▶▶▶▶ 2部
	4区と7区 ▶▶▶▶▶ 3区		4部 <small>岩根橋分所</small> ▶▶▶▶▶ 3部
	5区 ▶▶▶▶▶ 4区		
	6区 ▶▶▶▶▶ 5区		

**06 土淵町** 行政区 1～3区、4・5区を統合  
消防団 再編しない

行政区	現 10行政区 ▶ 新 7行政区	7区 ▶▶▶▶▶ 4区
	1区と2区と3区 ▶▶▶▶▶ 1区	8区 ▶▶▶▶▶ 5区
	4区と5区 ▶▶▶▶▶ 2区	9区 ▶▶▶▶▶ 6区
	6区 ▶▶▶▶▶ 3区	10区 ▶▶▶▶▶ 7区

**10 宮守町達曽部** 行政区 1・2区、3・4区、5～7区を統合  
消防団 再編しない(管轄区域は見直し)

行政区	現 7行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 5部 ▶ 新 3部
	1区と2区 ▶▶▶▶▶ 1区		1部と5部 ▶▶▶▶▶ 1部
	3区と4区 ▶▶▶▶▶ 2区		2部と4部 ▶▶▶▶▶ 2部
	5区と6区と7区 ▶▶▶▶▶ 3区		3部 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 3部

**07 青笹町** 行政区 1・2区、7・8区を統合  
消防団 2・4部、3・5部を統合

行政区	現 8行政区 ▶ 新 6行政区	消防団	現 5部 ▶ 新 3部
	7区と8区 ▶▶▶▶▶ 1区		1部と5部 ▶▶▶▶▶ 1部
	1区と2区 ▶▶▶▶▶ 2区		2部と4部 ▶▶▶▶▶ 2部
	3区 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 3区		3部 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 3部
	6区 ▶▶▶▶▶ 6区		

**11 宮守町鱒沢** 行政区 1・2区、3～5区を統合  
消防団 2・4部を統合

行政区	現 6行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 4部 ▶ 新 3部
	1区と2区 ▶▶▶▶▶ 1区		1部 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 1部
	3区と4区と5区 ▶▶▶▶▶ 2区		2部と4部 ▶▶▶▶▶ 2部
	6区 ▶▶▶▶▶ 3区		3部 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 3部

**08 上郷町** 行政区 2・3区、4・5区、6・7区、8・10区を統合  
消防団 4・5部を統合、分所は廃止

行政区	現 10行政区 ▶ 新 6行政区	消防団	現 6部2分団 ▶ 新 5部
	1区 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 1区		1部 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 1部
	2区と3区 ▶▶▶▶▶ 2区		2部 ▶ 変更なし ▶▶▶▶▶ 2部
	4区と5区 ▶▶▶▶▶ 3区		3部 <small>川原分所</small> ▶▶▶▶▶ 3部
	6区と7区 ▶▶▶▶▶ 4区		4部 <small>来内分所</small> と5部 ▶▶▶▶▶ 4部
	8区と10区 ▶▶▶▶▶ 5区		6部 ▶▶▶▶▶ 5部
	9区 ▶▶▶▶▶ 6区		

■ 問い合わせ  
行政区再編…市市民協働課 (☎62-4411内線213)  
消防団再編…遠野消防署 (☎62-2119内線103)